

労働保険料の口座振替について

毎年6月から7月にかけて労働保険年度更新の手続が行われますが、保険料の納付に口座振替を利用していただくことでさまざまなメリットがあり、かつ手続も簡易です。まだ口座振替を利用していない場合には、ぜひご検討ください。

1. 労働保険料の口座振替とは

指定の金融機関へ口座振替納付の申し込みをすることにより、金融機関口座から自動的に引き落とす方法で労働保険料を納入できる制度です。

労働保険料、及び、石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金も合わせて引き落とされます。

引き落としに手数料はかかりません。また、納付額や業種による利用条件もなく、すべての事業主がご利用いただけます。

2. 口座振替を利用するメリット

(1) 納付忘れの防止

自動引き落としのため、保険料の納め忘れを防ぐことができ、延滞金を課される心配を解消できます。

また、最初に1度だけ口座振替の手続をとることで、翌年以降も継続して口座振替での納付が可能ですので、この点でも納め忘れ防止に有益です。

(2) 保険料引き落としまで猶予があること

口座振替はあらかじめ設定された日に自動で引き落とされますが、口座振替を利用しない場合と比べて最大約2か月間、納付にゆとりができます。

令和6年度の納付日は下記のとおりです。

	第1期	第2期	第3期
口座振替納付日	9月6日	11月14日	2月14日
(口座振替を利用しない場合の納付日)	(7月10日)	(10月31日)	(1月31日)

(3) 保険料納付のための待ち時間の解消

金融機関等で納付する手間や待ち時間が解消されます。

3. 手続の方法

「口座振替依頼書」の所定欄に記入し、指定先金融機関へご提出ください(労働局や監督署では受付できませんのでご注意ください)。

書式は、厚生労働省ホームページからダウンロードしていただくことが可能です。お近くの労働局や監督署にも備え付けています。

4. 留意点

(1) 保険料申告書の提出先の制限

口座振替を利用する場合には、保険料申告書を金融機関窓口で提出できなくなる(電子申請、または、労働局や労働基準監督署への郵送か持参により提出する必要がある)ため、ご注意ください。

(2) 申請期限

口座振替の利用申請には期限があります。

令和6年度の年度更新にて口座振替を利用するためには、令和6年2月25日までに口座振替手続の申請が必要ですのでご注意ください。

5. その他

Q:すべての金融機関を指定できるのか。

A:一部利用できない金融機関がありますので、厚生労働省ホームページをご参照ください。

なお、令和6年度より新たにゆうちょ銀行が利用可能となりました。

Q:口座名義と事業場名が異なる場合でも利用できるか

A:利用は可能ですが、口座名義人による同意書を労働局へ提出していただく必要があります。

その他詳細は、厚生労働省ホームページに掲載しております。「厚生労働省 労働保険料 口座振替」とご検索ください。